

私たちは兵庫県高等学校教職員組合（高教組）青年部です。
私たちは、多くの方に高教組青年部の活動を知ってもらうためにこのリーフレットを
作りました。

私たちの様々な権利は、社会の進歩とともに自然に手に入るものではありません。い
つの時代も勝ち取らなければ手に入らないものであり、いったん手に入れたものも、放っ
ておけばまた失われてしまいます。

労働組合は、私たちの生活や権利を守るためにも、教育環境を整備するためにも、な
くてはならない存在です。組合は、県教育委員会との交渉を積み重ね、教職員の賃金や
権利を改善させたり、教職員の力量を高めるための研究会や集会を開催したりしていま
す。そのためには、交渉窓口となる組合役員の賃金や事務所の維持、その他、研究会・
集会や諸会議への組合員参加者の旅費等々、様々な費用がかかります。それを組合費で
支えているのです。

組合費は大卒ストレートの初任者で約4000円+αです。
(臨時講師の方は1000円/月、時間講師の方は500円/月)

組合に加入し、組合費を納入することは、あなたも仲間と力を合わせて自分
自身の生活や権利を守る主体者となるということです。そしてその事はまた、
子どもたちに仲間づくりを教え、そして主権者として育てていく上でも大切な
ことだと私たちは考えます。

加入申込書

フリガナ

氏名 _____ (男・女) 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

職場名 _____ メールアドレス _____

〒 _____ 住所 _____

私は、兵庫県高等学校教職員組合への加入を申し込みます。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

兵庫県高等学校教職員組合中央執行委員長 様

※ 全教共済の総合共済（月額600円）にも加入します → ()

以下は分会長が記入してください。

職種（教育職・行政職・技労職・介助員）

※臨時任用の場合（常勤・非常勤）

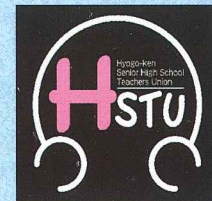
再任用の場合（ 日）

給料の号級 _____ 級 _____ 号 _____ 円

分会長印	支部長印	本部受付
		年 月 日

さん
さあ、あなたも

兵庫高教組



「児童・生徒の未来のために」

「兵庫県の教育を良くするために」

そして

「自分自身の充実した教員生活のために」

私たちと一緒に取り組みませんか？

より

兵庫県高等学校教職員組合 青年部

〒650-0012 神戸市中央区北長狭通5-2-10

TEL (078)341-6745 FAX (078)351-3185

E-mail: honbu@hyogo-kokyoso.com

ホームページ <http://www.hyogo-kokyoso.co>



組合が勝ち取ってきた私たちの権利

☆休暇制度（これらはごく一部です）

◆年次休暇 取得するために理由を年休簿に書いたり管理職に説明したりする必要はありません。時間単位から取得できます。

◆病欠休暇 7日以上を取得の場合は診断書が必要ですが、それ未満の場合は不要です。

◆子育て支援休暇 中学校就学前の子どもを養育する職員が次の場合に取得できます。
（1暦年に5日間）

○子の看護 ○子の健康診断・予防接種

○子の学校や保育施設の入卒業式・授業参観・感染症予防のための臨時休業等

◆特別欠勤 子や配偶者などの看護、妊娠嘔吐などで取得できます（1暦年に10日間）。

◆看護欠勤 配偶者や扶養親族、二親等内の親族を看護する場合に取得できます（無給ですが共済組合から手当が支給されます）。

☆各種手当

- ◆扶養手当 ◆住居手当 ◆通勤手当 ◆地域手当
- ◆期末・勤勉手当 ◆定時制通信教育手当 等々



青年部夏のついで 漁業体験（家族連れでの参加も）

We are 高教組青年部



リーフレット検討会議

高教組青年部の活動

1 教職員としての力を高める学習

- ・教育実践講座（生徒指導・HR指導）
- ・社会の枠組みから教育を捉え直し、ものの見方を広げるための学習
- ・授業・教材・教具の研究

2 青年独自の要求を実現させる取り組み

- （賃金の改善、残業の解消、希望に添った人事異動等）
- 県教委と対等の立場で青年教職員独自の要求について直接交渉をもちます。

3 レクリエーション

- （体験活動、スキー、校種・職種・他府県をまたいだ交流会）

The future is in our hands.
UNITE

私たちの労働条件は組合の活動によって改善されてきました。生徒達に「みんなのために自分出来ることを精一杯やりなさい」と胸を張っていうためには、私自身がそうあらなければならないと思います。

権利は誰かが動かなければ勝ち取れないし、将来にわたって廃長の続けなければ維持できません。私と同世代の先生方にも、一人でも多くの方に組合の活動を支援していただきたいなと思います。



合田有沙さん
（八鹿高校）



小玉雄介さん
（伊川谷北高校）

まだまだ経験不足で、学校現場で悩んだり、壁に突き当たることがあります。そういう中、組合主催の講演会や研修会に参加し、様々な方々と出会い、いろいろな考え方や経緯を見たり聞いたりすることで、教師としての視野が広がりました。教師という仕事は、常に学び続ける仕事だと思います。その気さえあれば、教師としての力を高められるいろいろな機会に巡り合えます。

一緒に、学び続けましょう！！

平和へのアクション

私たち教職員は、めまぐるしく変容する社会に流されず、命の大切さ、平和の尊さを子どもたちに伝え続けていかなければなりません。この国が“武力によらない平和の構築”で世界の先頭に立ち続けるためにどうすればよいのか、私たちは考え、学び続けています。

私たちの賃金って、どうやって決まるの？

実は、私たちが4月から受け取っている給料の額は仮のものです。10月頃、人事委員会が公務員と民間企業の賃金差を調査比較し県に勧告します。それに基づき県教委と組合が交渉を重ね、その結果が4月に遡って私たちの給料に反映されます。組合の力で、私たちの生活が豊かになるかどうか左右されます。

「全教共済」って何？

働く仲間同士で、お金を出し合ってプールしておき、困った人がいたらそのお金で助ける、という“お互い様”の助け合いが共済の始まりです。「全教共済」は教職員なら誰でも加入できる助け合いです。一般の保険とは違い人件費や広告費がかかりませんので、掛け金が安く、豊かな保障が可能です。

組合は臨時教職員の権利も守ります！

皆さんの中にも臨時講師時代に「空白の一日」問題など福利厚生などの権利が制限されていたり、過重な働かされ方になっていたり…ということに疑問を持ったことはありませんか。

私たち高教組青年部は採用試験学習会だけではなく、「臨時」であるというだけで不利益を被っている現状を変えるべく、その改善に向け、県教委と粘り強く交渉を続けています。